職員の懲戒処分等について

令和６年３月２８日
佐倉市総務部人事課

佐倉市は、地方公務員法及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定に基づき、令和６年３月２８日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いました。

記

処分内容等

【当事者の処分】

被処分者は、令和６年２月１９日（月）１６時ころに、市がユーカリが丘四丁目１－７前道路に右折を禁止するためのポストコーンを設置したことに関し市民から電話での苦情を受けたが、電話のやり取りの中で激高し、当該市民に対し「馬鹿」などの暴言を吐いた。

１　被処分者　　土木部　主任主事（４０歳）　男性

２　処分の内容　　戒告

３　処分の理由　　地方公務員法の規定（信用失墜行為の禁止）に違反し、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するため

４　処分年月日　　令和６年３月２８日

【管理監督者の措置】

（１）被措置者は、所属職員が市民から電話での苦情を受けた際に、電話のやり取りの中で激高し、当該市民に対し暴言を吐いたことを未然に防ぐことができなかった。

１　被措置者　　土木部　部長（６０歳）　男性

２　措置の内容　　厳重注意

３　措置の理由　　部下への適切な指導及び管理監督が不十分であったため。

４　措置年月日　　令和６年３月２８日

（２）被措置者は、所属職員が市民から電話での苦情を受けた際に、電話のやり取りの中

で激高し、当該市民に対し暴言を吐いたことを未然に防ぐことができなかった。

１　被措置者　　土木部　課長（５２歳）　男性

２　措置の内容　　厳重注意

３　措置の理由　　部下への適切な指導及び管理監督が不十分であったため。

４　措置年月日　　令和６年３月２８日

お問い合わせ

佐倉市役所総務部人事課

電話：０４３－４８４－６２１０